

[事案 2023-306] 入院給付金等支払請求

・令和6年6月27日 裁定終了

<事案の概要>

保険期間が終了していることを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年6月に入院し、経皮的カテーテル心筋焼灼術を受けたため、平成15年6月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、本契約の保険期間が令和5年5月に満了していることを理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)本契約の保険期間が令和5年5月31日に切れるため、同月23日から同月26日までの入院および手術が決まった。しかし、同月22日に、入院予定の病院でCOVID-19の院内クラスターが発生したとのことで入院・手術が延期になるとの連絡が病院から入り、5月中の入院・手術ができなくなった。
- (2)自分の都合ではなく、入院先病院での院内クラスターが発生したことにより入院・手術が延期になったものであるから、保障期間が満了していても入院給付金等は支払われるべきである。

<保険会社の主張>

申立人が実際に入院し手術を受けたのは、本保険期間が満了した後であるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。